

耕畜連携堆肥利用推進事業実施要領

第1 目的

堆肥利用を推進し、堆肥の流通停滞や地力低下等の課題解消を進めるため、畜産農家および農業協同組合等の堆肥成分分析費・堆肥発芽試験(腐熟度検定)費・堆肥運搬費・堆肥散布機械等の整備要する経費を補助することにより、畜産農家の負担軽減を図る。

事業の実施については、補助金の交付等に関する規則(昭和45年神奈川県規則第41号)及び耕畜連携堆肥利用推進事業交付要綱の規定によるもののほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

この事業の実施主体は、県内に農場が所在する畜産農家で、令和6年度の畜産物販売金額が50万円以上かつ、令和8年度以降も当該農場で畜産経営を継続し、畜産物を出荷する見込みがある者または、県内に事業所が所在する農業協同組合や、畜産農家および耕種農家等から構成される任意団体等で、令和8年度以降も当該事業所で畜産又は農業に関する活動を継続する見込みがある者(農業協同組合、全国農業協同組合連合会神奈川県本部、一般社団法人神奈川県畜産会、一般社団法人神奈川県養豚協会、神奈川県酪農業協同組合連合会、神奈川県肉用牛協会、又は特認団体)とする。

第3 事業の内容

ア 堆肥成分分析支援

畜産農家や農業協同組合および任意団体等が実施する堆肥成分分析費用について支援を行う。ただし、上限を10千円/回とし、年2回までとする。

イ 堆肥発芽試験支援

畜産農家や農業協同組合および任意団体等が実施する堆肥発芽試験(腐熟度検定)費用について支援を行う。ただし、上限を5千円/回とし、年2回までとする。

ウ 堆肥運搬支援

畜産農家や農業協同組合および任意団体等が実施する堆肥運搬費用について支援を行う。ただし、上限を6,666円/回とし、年6回までとする。

エ 堆肥散布機械等整備支援

農業協同組合や任意団体等が実施する堆肥散布機械等整備費用について支援を行う。ただし、上限を2,666,666円/台とし、複数台の整備を希望する者については、要望状況を鑑みて2台目の補助金交付を認めるか判断する。

第4 事業の実施

1 事業実施計画の作成及び補助金交付申請

第3の事業の実施に当たっては、期間を上半期(令和7年4月から9月)と下半期(令和7年10月から翌3月)に分け、上半期は原則令和7年8月1日から令和7年8月29日までの間に、下半期は原則令和8年1月13日から令和8年2月13日までに補助金交付申請書を知事へ提出するものとする。

ただし、申請受付期間を変更する場合はこの限りではない。

上半期については補助金算定期間を令和7年4月から9月とし、下半期については令和7年10月から令和8年3月とする。

2 事業実施計画の変更又は中止、廃止

次に掲げる変更（中止、廃止）をしようとする場合は、事業変更（中止、廃止）承認申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

（１）事業の中止及び廃止

（２）補助内容

（３）補助総額の30%を超える増減

3 事業の実施期間

この事業の実施期間は、事業対象年度の４月１日から３月末までとする。

第5 県の補助

県は、予算の範囲内において、別表に定める事業実施に要する経費及び補助率により、第3に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 事業の実績報告

第3の事業を実施した事業結果を実績報告書により、事業完了の日から30日を経過した日までに知事へ報告するものとする。

第7 事業の推進指導等

事業実施主体は、県や関係団体の指導の下、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 関係書類の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、事業の内容を明らかにする書類を整備し、保管するものとする。なお、書類の保管期間は、事業の完了した年度の翌年から10年間とする。

第9 その他

この事業実施要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、その都度、知事が別に定めるものとする。

第10 附則

この要領は、令和7年3月31日から施行し、令和7年4月1日から実施する事業に適用する。

別表

事業の種類	事業実施に要する経費	補助率等
ア堆肥成分分析支援 イ堆肥発芽試験支援 ウ堆肥運搬支援 エ堆肥散布機械等整備支援	第3に要する経費 堆肥成分分析に要する経費 堆肥発芽試験に要する経費 堆肥運搬に要する経費 堆肥散布機械等整備に要する経費	1／3以内